

事業主様へ

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

(平成30年6月8日政令第184号)

墜落制止用器具は「フルハーネス型」の使用が原則となります

(平成30年6月19日厚生労働省令第75号)

そして「安全衛生特別教育」が必要です

(平成30年厚生労働省告示第249号) 平成31年2月1日施行

労働安全衛生法施行令の一部改正(平成30年6月8日)、労働安全衛生規則等の一部改正及び安全衛生特別教育規程の一部改正(平成30年6月19日)があり、平成31年2月1日から以下のとおり施行、適用となります。

“墜落の危険がある作業のうち「高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業(ロープ高所作業を除く)」に従事する方に対し、事業者は特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)の実施が義務付けられます。”

当協会では、平成31年2月より「フルハーネス型墜落制止用器具特別教育」を開催致しますので、ぜひ受講ください。

<A>コース 学科:4.5時間

日 時 平成31年2月21日(木) 9:20~14:55

受講料 一般:6,170円 会員:5,140円

テキスト代 972円(税込み)

対象:平成31年2月1日時点で、フルハーネス型を用いて行う作業に6ヵ月以上従事した経験を有する方

学科科目

- I 作業に関する知識 … 1時間
- II 墜落制止用器具(フルハーネス型に限る)に関する知識 … 2時間
- III 労働災害の防止に関する知識 … 1時間
- IV 関係法令 … 30分



コース 学科:4.5時間,実技1.5時間

日 時 平成31年2月21日(木) 9:20~16:40

受講料 一般:9,260円 会員:8,230円

テキスト代 972円(税込み)

対象:平成31年2月1日以降、フルハーネス型を用いて行う作業に従事しようとする方

学科科目

- I 作業に関する知識 … 1時間
- II 墜落制止用器具(フルハーネス型に限る)に関する知識 … 2時間
- III 労働災害の防止に関する知識 … 1時間
- IV 関係法令 … 30分

実技科目

- V 墜落制止用器具の使用法等 … 1時間30分



2018年12月7日
(公社) 神奈川労務安全衛生協会

「フルハーネス型墜落防止用器具特別教育」について

平成30年6月8日の労働安全衛生法施行令の一部改正に伴い平成31年2月1日より、
“墜落の危険がある作業のうち「高さが2m以上の箇所において作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業（ロープ高所作業を除く）」に従事する方に対し、事業者は特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）の実施が義務付けられます”これらに合わせ、当協会においても特別教育の対応を行います。

記

1. 特別教育名：「フルハーネス型墜落防止用器具特別教育」
2. 開始日時：平成31年2月21日（木）9：20より
3. 開催場所：協会本部教室（ヤオマサビル）
4. 受講料
Aコース：学科4.5時間 5,140円
Bコース：学科4.5時間、実技1.5時間 8,230円
5. テキスト：「フルハーネス型墜落防止用器具の知識」特別教育用テキスト
(中央労働災害防止協会発行)
6. 講師（2名）
國井隆司：12月19日～21日、特別教育インストラクターコース受講予定
小野公正：1月23日～25日、特別教育インストラクターコース受講予定
7. その他
 - ① 学科、実技向け教材として別紙1を作成し活用します。
 - ② 講習の受講受付開始はインターネット経由3ヵ月前の20日から、郵送・直接窓口で申込み2ヵ月前の20日からとなります。

以上